

行政情報のマイクロデータ研究

伊藤 伸介

(中央大学経済学部教授)

EBPMと公的統計の二次的利用の展開

近年では、わが国の様々な経済政策の分野において、EBPM (Evidence Based Policy Making: 証拠に基づく政策立案) の重要性が高まっている。EBPMの推進にあたっては、行政機関が保有する公的なマイクロデータに関する基盤整備が不可欠だと言える。

わが国では、『統計改革推進会議最終取りまとめ』(平成29年5月19日統計改革推進会議決定)において、EBPMの推進を図るために、「統計を始めとする各種データ(統計、統計マイクロデータ及び統計的な利活用を行うために用いられる行政記録情報が含まれる)」の整備の必要性が指摘された。それを契機とする形で、公的統計の調査票情報の利活用の推進を中心とする、統計法の改正をめぐる議論がなされた結果、2018年に統計法は改正され、わが国でも、オンライン施設による調査票情報の利用が可能になった。

また、2023年6月に出された『規制改革推進に関する答申～転換期におけるイノベーション・成長の起点～』では、リモートアクセスによる調査票情報の提供の実現が求められている。答申を踏まえ、2025年3月末より、わが国でもリモートアクセスによる調査票情報の利用サービスが開始された。こうした公的統計の二次的利用の進展が、EBPMの推進に向けた基盤整備にも貢献していると言える。

わが国における行政記録情報の利活用の現状

公的統計に限らず、行政機関が保有する公的なマイクロデータがどのような形態で利用可能かは、EBPMの観点から見ても重要な論点となる。その意味では、2017年5月に内閣官房IT総合戦略本部(当時)によって発表された、行政機関が保有するデータをオープンデータとして公開することを指向した「オープンデータ基本指針」は、行政機関に対して保有する情報をどのようにして公開可能にするかについての検討を促すこととなった。オープンデータ基本指針では、データの利用目的や範囲等を限定した、限定公開の方向性も示されている。このことから、法的な観点から行政記録情報を限定公開する可能性が検討された。

こうした検討の結果としては、2021年6月より開始された、国税庁保有行政記録情報(税務データ)を用いた研究者と税務大学校との共同研究を指摘することができる。これは、わが国の税・財政施策の改善・充実等に資する統計的研究の実施を目指して、研究者が税務大学校の職員という形で研究を行うプロジェクトであって、そのために、研究者は、税務大学校内にある安全な分析環境において税務データにアクセスすることが求められる。これに関しては、アメリカセンサス局が研究者に宣誓職員の身分を与えた上で、連邦統計リサーチデータセンター(Federal Statistical Research Data Centers)にあるオンライン施設で公的統計の個票データの

利用が可能になっている、アメリカにおけるマイクロデータ提供の仕組みに類似していると考えられることができる。なお、国税庁は、2025年4月より、税務データに関する新たな提供のチャンネルとして、研究用匿名データの提供も開始している。

海外における行政記録情報の利活用

デンマークやスウェーデン等の北欧諸国では、学術研究目的のための行政記録情報が、研究者によって広範に利用されている。これらの行政記録情報は、それぞれの行政登録簿（レジスター）上で公的機関によって安全に管理される。個々人に関する各種の行政記録情報に共通IDが付与されることから、人口動態・家族変動に関わる情報、労働・所得についての情報、医療健康に関する情報、教育についての情報等、様々な個人情報、共通IDを通じて紐づけられることを可能にしている。北欧諸国でこうしたシステムが展開されているのは、行政記録情報を管理する国と管理される側の国民との間に信頼関係があることが大きいように思われる。

その一方で、個人に関する共通IDが整備されていない国々でも、リンケージ用のIDを生成することによって、各種の公的なマイクロデータのリンケージが可能となり、リンケージデータの利活用が展開されている。例えば、イギリスでは、2018年にDigital Economy Actが施行されたことで、行政記録情報の同士のリンケージが法制度面で整備され、研究者は、学術研究目的のために、行政記録情報のリンケージデータを利用した実証研究を行うことができる。さらに、イギリスでは、Integrated Data Serviceと呼ばれる国家プロジェクトが進められており、医療

健康情報や社会調査の個票データも対象とする形で、各種の公的なリンケージデータの可能性が追究されている。なお、行政記録情報のデータリンケージは、個体識別子を仮名化するだけでなく、個体情報の安全性を組織的に担保する形で、イギリス国家統計局のようなリンケージ業務を担う公的機関によって行われていることは、注目に値する（伊藤(2025)）。

わが国における行政記録情報のさらなる利活用に向けて

本特集では、行政情報として、医療健康情報及び『全国学力・学習状況調査』（学力調査）の個票データを対象に、その利活用に関する現状とその特徴が論じられている。医療健康情報については、疫学研究を含む様々な医療分野の研究のために、厚生労働省が整備している匿名医療保険等関連情報データベース（NDB：National DataBase）からのレセプト情報等の利活用が広範に進められている。また、学力調査の個票データが研究者に利用可能になることによって、例えば、児童生徒の学力と様々な社会的要因との関連性をマイクロレベルで明らかにすることができる。今後は、わが国においても、海外で展開されている医療健康情報や社会経済に関する公的なマイクロデータを連結可能にするための方策を追究することによって、EBPMに資する行政情報のさらなる利活用の可能性が模索されるべきであろう。

<参考文献>

伊藤伸介（2025）「海外における公的大規模データのリンケージの動向—イギリスを例に—」『経済学論纂（中央大学）』第65巻5・6合併号187～200頁